

この事務連絡は、3月末までに指定期間が満了する講座で、  
新型コロナウイルス感染症対策として4月以降に講座開講を延期する場合のものです。

事 務 連 絡  
令和2年3月4日

教育訓練給付指定講座を  
運営する教育訓練施設の長 殿

厚生労働省  
人材開発統括官付  
若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
中長期的キャリア形成支援係

### 新型コロナウイルスに伴う講座の開講延期の取扱いについて

平素より、教育訓練給付関係業務の円滑な運営に格段の御配慮を頂き、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関連して、令和2年2月25日（火）に、政府より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたことを踏まえ、3月末にて教育訓練給付の指定期間が満了する講座について開講の延期を決定した場合については以下のとおり取扱うことといたします。

貴施設におかれましては、保有する指定講座について、以下、1. に該当する場合には、2. の手続を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

1. 以下の要件を満たす講座であり、かつ、2. の手続をとったものについて、審査の上、延長が必要であると認めた場合については、指定期間を暫定的に令和2年4月30日（木）まで延長するものといたします。

① 現在指定期間中にある講座であり、令和2年3月末までに指定期間が満了する講座であること。

※現在、申請をいただいている一般教育訓練の審査の結果については、令和2年3月19日（木）までに、厚生労働省ホームページ

（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)）に掲載することといたします。当該審査の結果により「指定」となったものについては、令和2年4月1日以降も指定期間が継続するため、この要件には該当しません。

※この例外措置は、現在指定を受けていない講座についてまで指定期間を付与するものではありません。

この事務連絡は、3月末までに指定期間が満了する講座で、  
新型コロナウイルス感染症対策として4月以降に講座開講を延期する場合のものです。

- ② 令和2年2月25日以降同年3月31日までに具体的に開講する予定であった講座であること。

※開講月として事前に「2月」、「3月」若しくは「毎月」をご登録いただいている講座であることが必要です。指定希望時の調査票にそのどれかをご記載いただいていること、又は遅くとも2月25日より前に開講月を「2月」、「3月」若しくは「毎月」へと変更する変更届が提出されているものであることが必要です。

※その上で、具体的に開講日を令和2年2月25日以降同年3月31日までとして開講を予定していたことが必要です。

- ③ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等を踏まえ、当該講座の開講日を4月以降に延期したこと。

- ④ 既指定講座の指定期間のみの延長を希望するものであること。

※講座の内容について変更することはできません。

2. 1. に記載する要件を全て満たす講座については、以下 (1) に記載する書類を全て整え、(2) の提出方法に従い、3月24日(火)までにメールで、(3) に記載する事項にご留意の上、提出をしてください。

(1) 提出書類

**様式** 教育訓練給付指定講座の指定期間延長に関する調査票

※Excel ファイルは書式を設定してありますので、改変することなく作成してください。

**添付書類 1** 3月末までに指定期間が満了する講座であることが分かる資料として、当該講座の指定通知(写し)

**添付資料 2** 2月25日以降3月31日までに具体的に開講する予定であった講座であったことが分かる資料

※例えば、2月25日以降の具体的な日付が入った募集チラシなどを添付してください。

※事後的に、2月25日以降の開講を予定していたことを偽って指定期間の延長をする講座を防ぐ趣旨ですので、事前に2月25日以降に開講する講座として募集を行っていたことなどを疎明する資料として相応しいものであれば代替可能です。

**添付資料 3** 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等を踏まえ、当該講座を4月以降に延期することを受講生に周知したことが分かる資料

※例えば、ホームページ掲載事項のコピー、メール連絡の写しなどを添付してください。

延期が確定していたことを疎明する資料として相応しいものであれば代替可能です。

※延期後の具体的な日付は問いません。

この事務連絡は、3月末までに指定期間が満了する講座で、  
新型コロナウイルス感染症対策として4月以降に講座開講を延期する場合があります。

(2) 提出の方法及び期限

- ・提出は、3月24日(火)24時00分まで(締め切り厳守)、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室中長期的キャリア形成支援係宛にメール ([kyouikukunren@mhlw.go.jp](mailto:kyouikukunren@mhlw.go.jp)) で行ってください。
- ・メールのタイトルは、「指定期間延長希望(施設名)」としてください。
- ・メールには、**様式**は施設ごとに1つのExcelファイルにて、**添付書類1～3**は講座ごとにそれぞれ1つのPdfファイルにてまとめたものを添付してください。
- ・添付ファイルのタイトルは、様式は「様式●●●●●」(●の部分には半角で施設番号を入力)、添付資料は「添付書類●●●●●-●●●●●-●」(●の部分には半角で講座番号を入力)としてください。

(3) 提出の際に留意いただきたいこと

- ・この措置は3月末日までに迅速に行う必要があるため、締め切りは厳守いただくよう、お願いいたします。
- ・締め切り日を過ぎた書類を受け付けることはできません。
- ・審査期間が短いため、3月24日(火)までに受理できている書類でしか審査を行うことができませんので、事前に、必要書類が揃っているか、必要事項が記載されているか等を十分にご確認の上、遺漏なきよう送付をお願いいたします。

以上、何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。